

(参考 改正後全文)

雇児発第0213001号  
社援発第0213003号  
老 発第0213001号  
平成21年2月13日  
第一次改正 省 略  
第二次改正 省 略  
第三次改正 省 略  
第四次改正  
子 発 0710 第 3 号  
子 発 0710 第 8 号  
子 発 0710 第 4 号  
平成24年3月2日  
第五次改正  
子 発 0827 第 1 号  
社援発 0827 第 2 号  
老 発 0827 第 1 号  
令和2年8月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

#### 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成20年4月1日以降発生の災害から適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成20年3月31日以前に発生の災害については、従前の例による。

また、平成17年3月24日雇児発第0324012号社援発第0324001号老発第0324004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」は廃止する。

## 別 紙

### 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

#### 1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成31年3月11日付子発0311第1号・社援発03118号・障発0311第7号・老発0311第7号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。

#### 2 被災後の事務処理

##### （1）協議の対象事業及び対象経費

- ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。  
ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。  
イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上）であること。

##### （2）協議書類及び提出部数

- ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部  
イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

##### （3）負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

##### （4）提出期限

協議書類は、（項）社会福祉施設整備費分、（項）児童福祉施設整備費分及び（項）介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下

「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

（5）協議に当たっての留意すべき事項

- ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。
- イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たっての予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

### 3 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

別 紙

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施 設 名 等	施 設 名
社会福祉施設等	
保 護 施 設	救護施設 更生施設 宿所提供的施設 授産施設
老 人 福 祉 施 設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※） 介護老人保健施設 介護医療院
老 人 保 健 等 施 設	訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
婦 人 保 護 施 設	婦人保護施設 一時保護施設 婦人相談所
障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所

## 児童福祉施設

行動援護事業所  
短期入所事業所  
就労定着支援事業所  
自立生活援助事業所  
共同生活援助事業所  
相談支援事業所  
地域活動支援センター  
福祉ホーム  
障害児入所施設  
児童発達支援センター  
助産施設  
乳児院  
母子生活支援施設  
保育所  
幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分に限る。）  
児童厚生施設  
児童養護施設  
児童心理治療施設  
児童自立支援施設  
児童家庭支援センター（※）  
母子・父子福祉センター（※）  
母子・父子休養ホーム（※）  
母子健康包括支援センター（※）  
社会事業授産施設  
隣保館  
生活館  
ホームレス自立支援センター  
盲人ホーム  
地域福祉センター  
社会福祉士養成施設  
介護福祉士養成施設  
へき地保健福祉館（※）  
在宅複合型施設  
小規模多機能型居宅介護事業所  
夜間対応型訪問介護ステーション  
介護予防拠点  
地域包括支援センター  
定期巡回・隨時対応型訪問介護事業所  
看護小規模多機能型居宅介護事業所

## 母子・父子福祉施設

母子健康包括支援センター  
その他の社会福祉施設等

市町村障害者生活支援センター  
児童相談所  
一時保護施設  
職員養成施設  
児童発達支援事業所  
放課後等デイサービス事業所  
心身障害児総合通園センター  
居宅訪問型児童発達支援事業所  
保育所等訪問支援事業所  
障害児相談支援事業所  
特例保育施設  
児童自立生活援助事業所  
地域子育て支援拠点事業所  
一時預かり事業所  
小規模住居型児童養育事業所  
小規模保育事業所  
事業所内保育事業所  
利用者支援事業所  
産後ケア事業を行う施設  
子育て支援のための拠点施設  
幼稚園型認定こども園（保育所機能部分に限り、幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の場合に限る。）

(注) ※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

